

テレワークセキュリティに関する調査研究会 開催要綱

1. 目的

e - J a p a n重点計画2003及び2004（別紙）を踏まえ、テレワークの普及啓発に資することを目的とし、企業によるセキュリティの高いテレワーク環境の導入を支援するためのガイドラインの整備のあり方を含め、テレワークにおけるセキュリティ対策について検討を行う。

2. 名称

本研究会は、「テレワークセキュリティに関する調査研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

3. 主な検討事項

- (1) テレワークにおけるセキュリティ対策の基本方針
- (2) 技術面におけるセキュリティ対策（通信・端末におけるセキュリティ対策等）
- (3) 運用・管理におけるセキュリティ対策
（セキュリティポリシーの策定・情報漏洩を防止するための管理体制等）
- (4) モデルシステムの例示

4. 構成及び運営

- (1) 研究会は、政策統括官（情報通信担当）の研究会として開催する。
- (2) 研究会は、資料2に掲げる有識者（以下「構成員」という。）で構成する。
- (3) 研究会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定めることとし、座長代理は、研究会の構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (6) その他研究会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。
- (7) 座長は、研究会の運営上必要なときは、関係機関等の者を出席させることができる。

5. スケジュール

平成16年9月から平成16年12月までを目途とし、4回程度開催の予定。

6. 庶務

研究会の庶務は、総務省情報通信政策局情報流通高度化推進室が関係課の協力を得て行う。